

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和2年6月19日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第21号

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年亀山市条例第19号）附則の規則で定める日は、令和2年9月30日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。